六　高年齢者の活躍推進

(一)　企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進

高年齢者が意欲と能力のある限り働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、継続雇用の延長や定年引上げに向けた環境を整える必要がある。このため、地方公共団体等と連携しながら、生涯現役社会の実現の必要性等について周知を行い、地域全体で高年齢者雇用に関する機運の醸成を図るとともに、六十五歳以上への定年引上げや六十六歳以上の継続雇用制度の導入を行う企業を支援する「六十五歳超雇用推進助成金」の利用の促進を図る。

(二)　高年齢者の再就職支援の強化

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）に基づく高年齢者雇用確保措置の実施が着実に図られるなか、今後は六十五歳を超えても働きたい高年齢求職者に対する再就職支援が重要となっている。このため、全国の主要な公共職業安定所に設置された「生涯現役支援窓口」を増設し、地方公共団体との連携を図りながら、特に六十五歳以上の高年齢求職者に対する再就職支援を強化する。

また、公共職業安定所は、公益財団法人産業雇用安定センターが構築する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」に登録された情報を活用し、地方公共団体等と連携を図りながら、高年齢者の就業を促進する。

(三)　地域における就業機会の確保に向けた取組の充実

企業を退職した高年齢者の活動の中心となる地域社会において、多様な就業機会が確保されるようにしていくことが重要となっている。このため、地方公共団体をはじめとする高年齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置を推進し、地域の高年齢者の就業促進に向けて連携強化等を図る。また、地域の高年齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの活動を推進するため、地方公共団体と連携を図りながら、シルバー人材センターの業務拡大の活用等を進める。

七

(一)　障害者、難病・がん患者等の活躍促進

障害者及び企業への職場定着支援の強化

障害者の雇用者数が過去最高を更新し、また、職場定着に課題の多い精神障害者等の就職件数が増加している中で、今後は雇入れ支援のみならず、雇用された障害者の職場定着支援を強化していく必要がある。

このため、都道府県労働局及び公共職業安定所は、障害者就業・生活支援センター等との連携を図りながら、雇用された障害者の職場における定着を促進する。

(二)　多様な障害特性に応じた就労支援の推進

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病といった多様な障害特性や本人の希望、能力等に応じて就労することができる環境を実現する必要がある。

このため、公共職業安定所は、地域の関係機関と連携したチーム支援や、特別支援学校等を対象にする就職ガイダンスの積極的な実施により、そのマッチング機能を強化する。

また、多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者支援センター、難病相談支援センター、大学等との連携を強化する。

(三)　がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援の強化等

都道府県労働局及び公共職業安定所は、地方公共団体やがん診療連携拠点病院等関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を実施する。

(四)　生活困窮者に対する就労支援の強化等

生活保護受給者数が高止まりの状況にあること等から、公共職業安定所と地方公共団体が一体となった就労支援の充実を図る必要がある。

このため、福祉事務所に設置する公共職業安定所の常設窓口を増設すること等の他、就労準備の整った者を積極的に公共職業安定所の就労支援に誘導することにより、ワンストップの相談体制の充実を図る。さらに、生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対して助成金を支給するとともに就職後の定着を支援すること等により、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を推進する。

(五)　障害者の職業能力開発の推進

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県や地域の関係機関等と連携し、的確な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努める。また、法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて、精神障害者等の新規求職申込件数が大幅に増加していることを踏まえた職業訓練ニーズを把握し、都道府県への情報提供を行う等、都道府県が適切な訓練コースを設定できるよう支援する。

八　外国人材の活用・国際協力

(一)　留学生・定住外国人の就職支援の更なる展開と支援体制の強化

「日本再興戦略二〇一六」（平成二十八年六月二日閣議決定）を踏まえ、留学生の日本国内での就職率を平成三十二年度までに五割以上とするため、外国人雇用サービスセンター等において留学生向け面接会の地方開催、在学早期段階からの就職意識啓発セミナー、インターンシップの充実を図るとともに、企業からの雇用管理に関する相談体制を強化する。

また、定住外国人を対象に、外国人就労・定着支援研修の充実等を通じて、安定就労を更に推進する。

(二)　技能実習制度の適正かつ円滑な推進

技能実習制度においては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に基づき新設された外国人技能実習機構と適切な連携を行う。

また、当該法律に基づき、都道府県労働局、外国人技能実習機構、地方入国管理局、業所管省庁の出先機関、地方公共団体等で構成される地域協議会において、中央の協議会で策定する取組方針を踏まえ、都道府県労働局は、問題事案等の情報共有を行う等、関係機関との積極的な連携を行う。

九　重層的なセーフティネットの構築

(一)　求職者支援制度によるセーフティネットの確保

求職者支援制度が雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、都道府県労働局及び公共職業安定所は、地方公共団体等関係機関と更なる連携を図り、公共職業安定所を利用していない潜在的な対象者に積極的に働きかける等、引き続き効果的な周知に取り組むとともに、地域ごとの人材ニーズや対象者の特性に応じた訓練コースの設定に努める。

○厚生労働省告示第百十五号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

様式第四号（裏面）注意3の柱書きに次のただし書を加える。

ただし、死亡した受給権者又は受給資格者の個人番号が未提出の場合を除き、(1)及び(2)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。

様式第四号（裏面）注意3(1)中「受給権者」を「死亡した受給権者」に、「に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき」を「の事実及び死亡の年月日を証明することができる」に改める。

様式第五号を次のように改める。